

前回定例会（7月4日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成24年8月1日

原子力安全・保安院

1. 保安院が東京電力に指示していた根本原因分析に係る報告書の提出期限延長の報告について (P. 3)

保安院は、7月17日、東京電力から、指示した3件の根本原因の究明等の報告の提出期限について延長報告の提出があり、受領しました。提出期限は、①は8月13日、②及び③は8月13日（中間報告）、9月28日（最終報告）となります。

- ① 「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について（追加指示）」（平成24年5月13日）
- ② 「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反について（指示）」（平成24年5月23日）
- ③ 「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について（指示）」（平成23年3月2日、平成24年5月23日）

2. 原子力施設の周辺監視区域外に保管しているL型輸送物に関する原子力事業者への指示について (P. 13)

保安院は、原子燃料工業熊取事業所の周辺監視区域外の倉庫において、関西電力及び四国電力の原子力発電所において検査に用いられ、セシウム等の放射性物質によって汚染された検査機器等を収納したL型輸送物が、長期間保管されていたことを確認しました。その内容について、7月27日、原子力施設安全情報申告調査委員会報告書として公表しました。

本件は、現行法令上の違反はなく、また、現状において安全上の問題も認められませんが、汚染物を収納した容器が長期にわたり適切な管理状態にないことは適切な管理を欠いている状態と考えられるため、保安院は、原子燃料工業に対して、当該L型輸送物の管理状況について、早急に改善することを指示しました。

また、保安院は、原子力事業者に対して、同様の事案（周辺監視区域の外で汚染物を収納した輸送物の保管）の有無についての確認を指示しました。

<検査実績（7月4日～8月1日）>

特になし。

以上

平成24年7月17日

原子力安全・保安院

保安院が東京電力株式会社に指示していた根本原因分析に係る 報告書が提出期限を延長する旨の報告を受けました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成24年7月17日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、当院が指示した（以下、3件）根本原因の究明等の報告の提出期限について、別添による延長報告の提出があり、受領しました。

そのため、これらの報告の提出期限について、①は平成24年8月13日、②及び③は平成24年8月13日（中間報告）、9月28日（最終報告）となります。

- ①「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について（追加指示）」（平成24年5月13日）
- ②「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反について（指示）」（平成24年5月23日）
- ③「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について（指示）」（平成23年3月2日、5月23日）*

※ ③については、平成23年5月25日に地震に伴う福島第一原子力発電所対応のため、東京電力から報告書の提出が延長されていたが、②の指示に併せて保安院が再度提出を求めたもの。

別添1：「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について（追加指示）」の報告延期について

別添2：「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反について（指示）」及び「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について（指示）」の報告延期について

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：米山、今里、館内、坂本

電話：03-3501-1511（内線 4871）

03-3501-9547（直通）

原管発官24第235号
平成24年7月17日

経済産業省原子力安全・保安院長
深野 弘行 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について（追加指示）」の報告延期について

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について（追加指示）（平成24年5月16日付平成24・05・15原院第20号）」にて、平成24年7月17日までに根本原因分析結果を報告するよう指示を受け分析を進めてまいりましたが、別添-1のとおり、業務プロセス毎の問題点を具体的に抽出する作業に時間を要したことから、これに基づく根本原因の分析作業を現在実施中であり、つきましては、報告期日の延期をお願いします。今後は別添-2の工程表に基づき、更に詳細な分析を行い、平成24年8月13日までに最終報告書を提出致します。

以上

東京電力株式会社

○現在の対応状況

分析チームが行う事実の調査収集、時系列整理、根本原因分析、是正/予防処置方針の検討は概ね終了し、今後、以下の(1)～(3)を実施する。

- (1) 分析チームが検討した是正/予防処置について、対策実施箇所と協議し、対策の副作用等について検討した上での処置すべき対策の決定。
- (2) 報告書の作成及び、報告書記載内容について誤記等の確認を含めた適切性確認。
- (3) 「発電所保安運営委員会」、「本店保安委員会」での根本原因分析結果の審議・確認。

○時間を要した理由

追加指示を踏まえ、改めて事実の調査収集、時系列整理、根本原因分析、是正/予防処置の検討を実施したが、主に以下の理由により予定よりも時間を要することとなったため。

- ・ 当該ダンプの運用を保安規定に記載し施行した前後（平成12年～平成13年）の事実の調査収集、時系列整理をするため、資料の収集や関係者への聞き取りを実施したが、当時の資料や関係者の特定に時間を要したため。
- ・ 改めて事実の調査収集、時系列整理をするため、関係箇所への聞き取り（当直員、原子炉G、電気機器G、保全計画G、安全管理G）を実施したが、聞き取り対象者の記憶に曖昧な点があったため、事実関係を特定するために聞き取り対象人数を増やした上で、複数の聞き取り結果の比較検討やさらに追加の聞き取りを行ったことから時間を要したため。
- ・ より的確に問題点を抽出するため、時系列を整理する際にルールと期待事項を整理し、「あるべき姿」と「実際」との比較を行い、業務プロセス毎に具体的な問題点を抽出する過程で、追加で聞き取りをする必要が発生し、またその都度時系列との整合を図る必要があり、作成・整理に時間を要したため。

○今後の対応

平成24年8月13日までに事実関係の調査・整理を実施し時系列を整理するとともに問題点を抽出し、根本原因及び根本原因に対する再発防止対策をとりまとめ、最終報告を提出致します。

以上

根本原因分析工程表

柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について

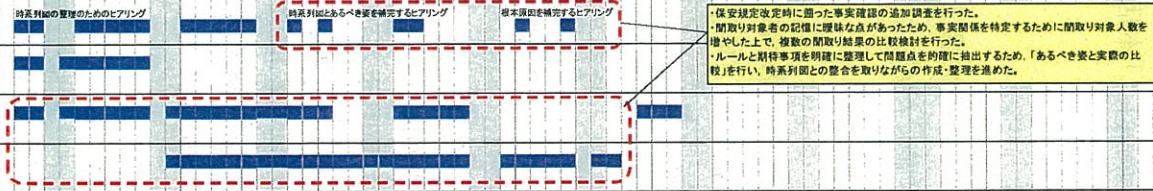
<当初予定>

主要工程	5月							6月							7月							8月																																																																																				
	10	17	19	20	21	22	23	24	29	28	27	26	25	24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
主要工程	VNB5A保安規定受領																																																																																																									
事実確認(ヒアリング約20名)	[Gantt chart bars]																																																																																																									
時系列整理・問題点の抽出	[Gantt chart bars]																																																																																																									
根本原因の検討	[Gantt chart bars]																																																																																																									
対策の検討・評価	[Gantt chart bars]																																																																																																									
報告書作成	[Gantt chart bars]																																																																																																									
適切性確認	[Gantt chart bars]																																																																																																									
保安運営委員会(サイト)	[Gantt chart bars]																																																																																																									
保安委員会(本店)	[Gantt chart bars]																																																																																																									

<実績工程>

主要工程	5月							6月							7月							8月																																																																																				
	10	17	19	20	21	22	23	24	29	28	27	26	25	24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
主要工程	VNB5A保安規定受領																																			*報告書提出																																																																						
事実確認	ヒアリング(34名)	[Gantt chart bars]																																																																																																								
	図書調査	[Gantt chart bars]																																																																																																								
時系列整理・問題点の抽出	あるべき姿と実際の比較	[Gantt chart bars]																																																																																																								
	時系列図の作成	[Gantt chart bars]																																																																																																								
	直接原因の抽出	[Gantt chart bars]																																																																																																								
根本原因の検討	[Gantt chart bars]																																																																																																									
過去の事例確認(類似事象)	[Gantt chart bars]																																																																																																									
対策の検討・評価	対策案の検討(分析チーム)	[Gantt chart bars]																																																																																																								
	対策案の検討(実施箇所)	[Gantt chart bars]																																																																																																								
報告書作成	報告書作成(本文・取り纏め)	[Gantt chart bars]																																																																																																								
	妥当性チェック(セルフチェック)	[Gantt chart bars]																																																																																																								
適切性確認(第三者チェック)	[Gantt chart bars]																																																																																																									
保安運営委員会(サイト)	資料作成	[Gantt chart bars]																																																																																																								
	委員会	[Gantt chart bars]																																																																																																								
保安委員会(本店)	[Gantt chart bars]																																																																																																									

①



原管発官24第236号
平成24年7月17日

経済産業省原子力安全・保安院長
深野 弘行 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反について（指示）」及び「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について（指示）」の報告延期について

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反について（指示）（平成24年5月23日付平成24・05・21原院第1号）」及び本指示に併せて指示のあった「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について（指示）（平成23年3月2日付23原企課第19号）」※1にて、平成24年7月23日までに根本原因分析結果を報告するよう指示を受け分析を進めてまいりましたが、別添-1のとおり、業務プロセス毎の問題点を具体的に抽出する作業に時間を要していることから、現在、問題点の抽出・整理と、根本原因の検討を実施中であります。つきましては、報告期日の延期をお願いします。今後は別添-2の工程表に基づき、更に詳細な分析を行い、平成24年8月13日までに中間報告を行うとともに、平成24年9月28日までに最終報告を提出致します。

※1 「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について」の根本的な原因の究明とそれに対する再発防止策の策定の報告延期について（平成23年5月25日付原管発官23第103号）にて、東北地方太平洋沖地震により福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の復旧を優先させているため、報告が困難な状況であることから、同発電所の事故が収束するまで報告の延期をお願いしていた。

以上

東京電力株式会社

○現在の対応状況

<保守管理不備に係る保安規定違反（計測制御設備）>

分析チームが行う事実の調査収集、時系列整理の検討は概ね終了し、今後、以下(1)～(5)を実施する。

- (1) 事実の調査収集、時系列整理のうち、未完了の「あるべき姿」と「実際」との比較を実施。
- (2) 根本原因分析と、分析結果に基づく追加調査を実施し、是正／予防処置の検討。
- (3) 分析チームが検討した是正／予防処置について、対策実施箇所と協議し、対策の副作用等について検討した上での処置すべき対策の決定。
- (4) 報告書の作成及び、報告書記載内容について誤記等の確認を含めた適切性確認。
- (5) 「発電所保安運営委員会」、「本店保安委員会」での根本原因分析結果の審議・確認。

<点検周期を超過した機器における保安規定違反>

分析チームが行う事実の調査収集、時系列整理、根本原因分析、是正／予防処置方針の検討は終了し、今後、以下(1)～(4)を実施する。

- (1) 別途受けている追加指示^{*2}の根本原因分析の評価結果を踏まえた、見直しの実施。
- (2) 分析チームが検討した是正／予防処置について、対策実施箇所と協議し、対策の副作用等について検討した上での処置すべき対策の決定。
- (3) 報告書の作成、及び報告書記載内容について誤記等の確認を含めた適切性確認。
- (4) 「発電所保安運営委員会」、「本店保安委員会」での根本原因分析結果の審議・確認。

*2「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安規定違反に対する根本原因分析について（追加指示）（平成24年5月16日付平成24・05・15原院第20号）」

○時間を要した理由

平成24年7月23日の報告期限に向けて、事実の調査収集、時系列整理を実施したが、主に以下理由により予定よりも時間を要することとなったため。

<保守管理不備に係る保安規定違反（計測制御設備）>

- ・ 事実の調査収集、時系列整理をずするため、関係箇所への聞き取り（計測

制御G、保全計画G)を実施したが、プラントの停止期間を長期化させる必要が生じた中越沖地震発生時迄事実確認を遡る必要が出てきたこと、及び過去の事象であり関係者の記憶が曖昧で、事実を特定するために、予定よりも多くの関係者へ聞き取りを行う必要が発生したため、別途受けている追加指示^{※2}の検討を実施した際に、よりの確に問題点を抽出するため、時系列を整理する際にルールと期待事項を整理し、「あるべき姿」と「実際」との比較を行い、業務プロセス毎に具体的な問題点を抽出する過程で、追加で聞き取りをする必要が発生し、またその都度時系列との整合を図る必要があり、作成・整理に時間を要したため。

<点検周期を超過した機器における保安規定違反>

- ・ 分析チームが行う事実の調査収集、時系列整理、根本原因分析、是正／予防処置の検討は実施済であった。保守管理不備に係る保安規定違反（計測制御設備）を受け、計測制御設備の点検間隔超過についても点検周期を超過した機器と同様に保守管理上の問題であったことから、保守管理上の共通の問題点、根本原因はないか、改めて分析を実施することとしていた。しかし、上述のとおり保守管理不備に係る保安規定違反（計測制御設備）の事実の調査収集、時系列整理、根本原因分析が未完了であり、本分析を実施するに至らなかったため。

○今後の対応

<保守管理不備に係る保安規定違反（計測制御設備）>

平成24年8月13日までに事実関係の調査・整理を実施し時系列を整理するとともに問題点を抽出し、これらを踏まえた根本原因の分析状況について、中間報告を提出致します。

また、平成24年9月28日までに根本原因に対する再発防止対策をとりまとめ、また、必要に応じて中間報告書の内容の見直しを行い、最終報告を提出致します。

<点検周期を超過した機器における保安規定違反>

平成24年8月13日までに事実関係の調査・整理を実施し時系列を整理するとともに問題点を抽出し、中間報告を提出致します。

また、平成24年9月28日までに根本原因及び根本原因に対する再発防止対策をとりまとめ、また、必要に応じて中間報告書の内容の見直しを行い、最終報告を提出致します。

以上

根本原因分析工程表

(1) 柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反について

<当初予定>

主要工程	6月							7月							8月							9月																																																				
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
主要工程	▽NSA様本文書受領														▽報告書提出																																																											
事実確認(ヒアリング約6名)	■							■							■							■																																																				
時系列整理・問題点の抽出	■							■							■							■																																																				
根本原因の検討	■							■							■							■																																																				
対策の検討・評価	■							■							■							■																																																				
報告書作成	■							■							■							■																																																				
適切性確認	■							■							■							■																																																				
保安運営委員会(サイト)	■							■							■							■																																																				
保安委員会(本店)	■							■							■							■																																																				

<実績工程>

主要工程	6月							7月							8月							9月																																																				
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
主要工程	▽NSA様本文書受領														▽中略報告書提出														★報告書提出																																													
事実確認	■							■							■							■																																																				
時系列整理・問題点の抽出	あるべき姿と実際の比較							■							■							■																																																				
	時系列図の作成							■							■							■																																																				
	直接原因の抽出							■							■							■																																																				
根本原因の検討	■							■							■							■																																																				
点検周期超過RCAとの整合確認及び修正	当初、聞取り対象者をスケジュールに合わせて当事者6人程に絞って調査してみたものの、中越沖地震まで事実確認を遡る必要性が確認され、結果的に26人に聞取りを実施した。対象者数が増えたこと、及び対象者の記憶が曖昧														■																																																											
過去の事例確認(類似事象)	■														■																																																											
対策の検討・評価	対策案の検討(分析チーム)							■							■							■																																																				
	対策案の検討(実施箇所)							■							■							■																																																				
報告書作成	報告書作成(本文・取り纏め)							■							■							■																																																				
	妥当性チェック(セルフチェック)							■							■							■																																																				
適切性確認(第三者チェック)	■							■							■							■																																																				
保安運営委員会(サイト)	資料作成							■							■							■																																																				
	委員会							■							■							■																																																				
保安委員会(本店)	■							■							■							■																																																				

ルールと期待事項を明確に整理して問題点を的確に抽出するため、「あるべき姿と実際の比較」を行い、時系列図と

時系列図を整理する

あるべき姿を整理する

点検周期超過RCA報告書と同時並行で作成する。

根本原因分析工程表

(2) 柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について

<当初予定>

主要工程	6月							7月							8月							9月																										
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
▽NISA指示文書受理																																																
▽報告書提出																																																
事実確認(ヒアリング)																																																
時系列整理・問題点の抽出																																																
根本原因の検討																																																
対策の検討・評価																																																
報告書作成																																																
適切性確認																																																
保安運営委員会(サイト)																																																
保安委員会(本店)																																																

<実績工程>

主要工程	6月							7月							8月							9月																										
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
▽NISA指示文書受理																																																
▽中間報告書提出																																																
▽報告書提出																																																
指示文書の内容に対する検討																																																
保守管理不備RCAとの関連性調査																																																
事実確認																																																
ヒアリング																																																
あるべき姿と実際の比較																																																
時系列整理・問題点の抽出																																																
時系列図の作成																																																
直接原因の抽出																																																
保守管理不備RCAの問題点との共通性確認																																																
根本原因の検討																																																
保守管理不備RCAとの整合確認及び修正																																																
過去の事例確認(類似事象)																																																
対策の検討・評価																																																
対策案の検討(分析チーム)																																																
対策案の検討(実施箇所)																																																
報告書作成																																																
報告書作成(本文・取りまとめ)																																																
妥当性チェック(セルフチェック)																																																
適切性確認(第三者チェック)																																																
保安運営委員会(サイト)																																																
資料作成																																																
委員会																																																
保安委員会(本店)																																																

保守管理不備の件の再発事象と考えられるかを見極める必要があることから保守管理不

保守管理不備RCAにて抽出された問題点と点検周期超過RCAの分析の問題点との共通性の有無

「第5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係わる保安規定違反について」のRCA結果(NISAより指摘された事項)を踏まえて、本点検周期超過RCA(時系列図、

20事例を分析するために時間を要する。

指示文書に対する報告書の記載内容について再検討を

平成24年7月27日
原子力安全・保安院原子力施設の周辺監視区域外に保管しているL型輸送物に
関して原子力事業者へ確認等を指示しました

原子力安全・保安院は、原子燃料工業(株)熊取事業所の周辺監視区域^(注1)外の倉庫において、関西電力(株)及び四国電力(株)の原子力発電所において検査に用いられ、セシウム等の放射性物質によって汚染された検査機器等を収納したL型輸送物^(注2)が、長期間保管されていたことを確認しました。その内容について、本日、原子力施設安全情報申告調査委員会報告書として公表しました。

本件は、現行法令上の違反はなく、また、現状において安全上の問題も認められませんが、汚染物を収納した容器が長期にわたり適切な管理状態にないことは適切な管理を欠いている状態と考えられます。

当院は、原子燃料工業(株)に対し、当該L型輸送物の管理状況について、早急に改善することを指示しました。

また、当院は、同様の事案(周辺監視区域の外で汚染物を収納した輸送物の保管)の有無に関し、原子力事業者に対し、確認を指示しました。

(注1) 周辺監視区域は、原子炉等規制法の関係省令で定められる区域であり、立ち入る者の制限等の措置がなされている。

(注2) L型輸送物とは、原子炉等規制法の関係省令で定められる輸送物であり、その収納物は「危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるもの」と定義されている。

1. 経緯

平成24年4月、当院に対し、原子燃料工業(株)熊取事業所が関連会社から借りている倉庫の中に、セシウムに汚染されている物が大量に保管されているとの、原子力施設安全情報申告制度に基づく申告がありました。

原子力施設安全情報申告調査委員会(以下「委員会」という。)において当該申告に対する事実関係を調査した結果、原子燃料工業(株)熊取事業所の周辺監視区域外の倉庫において、原子力発電所において検査に用いられ、セシウム等の放射性物質によって汚染された検査機器等を収納したL型輸送物(35個)が、長期間保管されていたことが確認されました。

2. 当院の評価

当該L型輸送物の放射線量は、管理区域の設定基準と比較して十分低く、また、倉庫周辺の空間線量はバックグラウンドと同等であること等から、

安全上の問題は認められず、また、現状において規制の適用外であり、法令の違反ではありません。

但し、当該L型輸送物をこのような状態で維持することは、容器の密封性の維持についての懸念等があることから、適切な管理を欠いている状態と考えられます。

3. 当院の対応

原子燃料工業(株)に対しては、当該L型輸送物の管理状況について、早急に改善することの指示を行いました。

また、同様の事案(周辺監視区域の外で汚染物を収納した輸送物の保管)の有無に関し、原子力事業者に対し確認の指示を行いました(水平展開)。

当院は、水平展開の結果、確認した実態を踏まえ、今後、所要の措置を検討することとしています。

別紙1：原子燃料工業株式会社熊取事業所において保管しているL型輸送物の管理について(指示)

別紙2：原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について(指示)

別紙3：別紙2の通知先

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

企画調整課長 片山 啓

担当者：依田

電話：03-3501-1511(内線)4841

03-3501-1568(直通)

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：今里

電話：03-3501-1511(内線)4871

03-3501-9547(直通)

核燃料サイクル規制課長 信濃 正範

担当者：嶋崎

電話：03-3501-1511(内線)4891

03-3501-3512(直通)

放射性廃棄物規制課長 塩崎 正晴

担当者：大浅田

電話：03-3501-1511(内線)4901

03-3501-1948(直通)

経済産業省

24原企課第62号
平成24年7月27日

原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 松本 晋介 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山 啓
NISA-111d-12-14

原子燃料工業株式会社熊取事業所において保管しているL型輸
送物の管理について（指示）

今般、原子力発電所において検査に用いられ、放射性物質によって汚染された検査機器等を収納したL型輸送物が、貴社熊取事業所にある周辺監視区域外の倉庫内の厳格な物品管理を行うのにふさわしくない区域において、長期間保管されていたことが確認されました。

当該L型輸送物の放射線量は、原子力事業者が放射線管理区域を設定しなければならない基準と比較しても低く、安全上の問題は生じておらず、また、当該L型輸送物の保管については、現状において規制の適用外ですが、当該L型輸送物をこのような状態で維持することは、容器の密封性等が維持できない可能性を否定できない等の懸念があることから、適切な管理を欠いており好ましいことではないと考えられます。

したがって、当院は、貴社に対し、当該L型輸送物に関する管理状況を早急に改善することを求めます。

経済産業省

24原企課第62号

平成24年7月27日

原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課

NISA-111c-12-1

経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

NISA-161c-12-1

経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

NISA-181c-12-1

経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

NISA-191c-12-1

今般、原子力発電所において検査に用いられ、放射性物質によって汚染された検査機器等を収納し原子力発電所外に搬出されたL型輸送物が、原子力施設に係る周辺監視区域外の厳格な物品管理を行うのにふさわしくない区域において、長期間保管されていたことが確認されました。

当該L型輸送物の放射線量は、原子力事業者が放射線管理区域を設定しなければならない基準と比較しても低く、安全上の問題は認められず、また、当該L型輸送物の保管については、現状において規制の適用外ですが、当該L型輸送物をこのような状態で維持することは、容器の密封性等が維持できない可能性を否定できない等の懸念があることから、適切な管理を欠いており好ましいことではないと考えられます。

つきましては、貴社（貴機構）の原子力施設から過去に搬出した検査機器等を収納したL型輸送物（原子力発電所へ搬出された物は除く。）が、今回のように、周辺監視区域の外において保管されている事案の有無に関して可能な限り調査し、本年8月10日までにその調査結果を報告することを求めます。

(別紙2の通知先)

北海道電力株式会社 取締役社長 川合 克彦
東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠
東京電力株式会社 代表取締役社長 廣瀬 直己
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久
北陸電力株式会社 代表取締役社長 久和 進
関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠
中国電力株式会社 取締役社長 荻田 知英
四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭
九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明
日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男
日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦
三菱原子燃料株式会社 取締役社長 須藤 俊
原子燃料工業株式会社 代表取締役社長 松本 晋介
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 代表取締役社長
梅原 肇
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之